

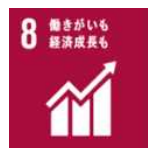
滋賀県文化振興基本方針（第4次）

第1章～第2章の詳細記載

第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方
第2章 滋賀県の文化に関する現状と課題

令和7年6月

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課



目 次

1		
2		
3	第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方	1
4	1 基本方針策定の趣旨	
5	2 基本方針の位置づけ	
6	3 基本方針の期間	
7	4 対象とする文化芸術の範囲	
8		
9	第2章 滋賀県の文化に関する現状と課題	3
10	1 滋賀県における文化政策の主な変遷	
11	2 社会情勢の変化等	
12	3 基本方針（第3次）の取組状況、成果および課題	
13		
14	第3章 基本目標と施策の柱（施策の方向性）	19
15		
16		
17		
18		

第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方

1 基本方針策定の趣旨

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすとともに、豊かな感性や創造力を育むものです。また、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となり、教育や福祉等と密接に関連するとともに、経済の発展にも寄与するなど、地域社会の発展に欠かせない影響力を有しています。

また、本県においては、原風景ともいべき琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する中で育まれ大切に守り伝えられてきた文化財、伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、さらには、アーティストによる創作や美術館やびわ湖ホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる「多様な美の資源」があふれています。

このため本県では、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、「滋賀県文化振興条例（以下「文化振興条例」という。）」を、平成 21 年（2009 年）7 月に施行しました。

「滋賀県文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）」は、文化振興条例第 4 条に基づき策定するもので、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向などを明示することによって、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文化の力により豊かで活力ある滋賀を実現することを目的としています。

これまで、第1次（取組期間：平成 23年度～平成 27年度）、第2次（平成 28 年度～ 令和 2 年度）および第3次（令和3年度～令和7年度）の基本方針により取組を進めてきましたが、今般、社会情勢の変化等を踏まえて、基本方針（第4次）を策定します

2 基本方針の位置づけ

文化振興条例第4条に規定する文化の振興に関する基本的な方針として策定します。策定にあたっては、「滋賀県基本構想」（平成31年3月策定）および「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）」（令和6年3月策定）の施策の方向性との整合を図ります。

また、「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置付けます。

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の計画とします。

4 対象とする文化芸術の範囲

文化振興条例における、第3章「文化の振興に関する基本的施策」に定める「芸術（文学、音楽、美術、工芸、書、写真、演劇、舞踊（日本舞踊、バレエ、ダンス等）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の

- 1 文化財、生活文化など)」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対
- 2 象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含めています。
- 3
- 4

第2章 滋賀県の文化に関する現状と課題

1 滋賀県における文化政策の主な変遷

滋賀県は、昭和29年（1954年）に、県の文化の向上を図り、県勢の発展に寄与するために、「文化の殿堂」として滋賀会館を全国に先駆けて建設しました。昭和47年（1972年）には、「文化の幹線計画」を策定し、文化ホール、美術館・博物館、図書館等の文化施設を順次整備してきました。

また、昭和46年（1971年）から芸術文化祭を、昭和51年（1976年）から文化賞の贈呈を行うなど、県民の文化活動を促進する様々な取組を行ってきました。昭和51年には「湖と文化の懇話会」、平成2年（1990年）には「淡海文化を考える懇話会」を設け、琵琶湖と人々の暮らしに関わる幅広い議論がなされ、平成13年（2001年）には「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」を策定するなど、滋賀の特性を活かしつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で文化を創造する環境づくりを進めてきました。

一方、国においては、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。本県においても文化に関する基本理念の確立や、総合的かつ計画的な施策の推進等が課題となってきました。

こうしたことから、今後の滋賀らしい文化芸術振興のあり方を検討するため、平成18年（2006年）に学識経験者等による委員会を設置し、平成19年（2007年）に「滋賀の文化振興のあり方」の提言をいただきました。この提言では、文化を大切にすることなど、多くの県民が共感できる「旗印」や、体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要があることから、その根拠となる文化振興条例を制定する必要性が示されました。その後、文化団体等との意見交換を踏まえ、県議会の議決を経て平成21年（2009年）7月に文化振興条例を制定しました。また、この条例に基づき平成23年（2011年）3月に文化振興基本方針を、平成28年（2016年）3月に文化振興基本方針（第2次）を、令和3年（2021年）3月に文化振興基本方針（第3次）を策定し、文化振興施策を総合的に進めてきました。

令和3年（2021年）3月には本県の美の魅力発信に関する全体計画である「美の魅力発信プラン」を策定し、その拠点となる滋賀県立美術館を6月に再開館しました。令和6年（2024年）3月には、「障害者文化芸術推進法」に基づく、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）」を策定するとともに、「美の魅力発信プラン」の中間見直しを行いました。

また、近江の文化財を保存・継承・活用・発信する中核拠点となる琵琶湖文化館の開館に向けて取組を進めています。

年	文化政策の主な変遷
昭和29年（1954年）	滋賀会館開館
昭和36年（1961年）	琵琶湖文化館開館
昭和46年（1971年）	第1回県芸術祭開催
昭和47年（1972年）	「文化の幹線計画」策定 →昭和50年～63年 文化芸術会館 開館 昭和55年 図書館、昭和59年 近代美術館（現 美術館）、 昭和63年 文化産業交流会館、平成2年 陶芸の森、 平成4年 安土城考古博物館、 平成8年 琵琶湖博物館、平成10年 びわ湖ホール 開館
昭和51年（1976年）	湖と文化の懇話会（～昭和52年） 第1回県文化賞贈呈
昭和54年（1979年）	文化の屋根委員会（～昭和60年）
平成2年（1990年）	淡海文化を考える懇話会（～平成3年）
平成5年（1993年）	「新しい淡海文化の創造に向けた県行政推進の基本方針」策定
平成12年（2000年）	滋賀県文化創造懇話会（～平成13年）
平成13年（2001年）	「文化芸術振興基本法」制定 「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」策定
平成16年（2004年）	「県立文化芸術会館のあり方について」公表
平成18年（2006年）	5文化芸術会館廃止（4館→市移管、1館→しが県民芸術創造館） 指定管理者制度導入 （びわ湖ホール、しが県民芸術創造館、文化産業交流会館、陶芸の森など） 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会（～平成19年）
平成19年（2007年）	「滋賀の文化振興のあり方」提言（滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会）
平成20年（2008年）	琵琶湖文化館休館
平成21年（2009年）	県議会6月定例会で「滋賀県文化振興条例」制定 7月「滋賀県文化振興条例」公布・施行
平成23年（2011年）	3月「滋賀県文化振興基本方針」策定
平成24年（2012年）	「美の滋賀」発信懇話会提言
平成25年（2013年）	滋賀会館閉鎖 「新生美術館基本計画」策定
平成27年（2015年）	しが県民芸術創造館廃止（草津市移管）
平成28年（2016年）	3月「滋賀県文化振興基本方針（第2次）」策定
平成29年（2017年）	「文化芸術振興基本法」改正 （公財）びわ湖ホールと（公財）滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、（公財）びわ湖芸術文化財団設立 近代美術館（現 美術館）休館

年	文化政策の主な変遷
平成30年（2018年）	「新生美術館基本計画」の見直しを表明
令和2年（2020年）	3月「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」、「滋賀県文化財保存活用大綱」 、「琵琶湖文化館機能継承方針」策定
令和3年（2021年）	4月 文化財保護行政を知事部局へ移管 3月「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」、「（仮称）新・琵琶湖文化館基本計画」、「美の魅力発信プラン」策定 6月 滋賀県立美術館の再開館
令和6年（2024年）	3月「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）」策定 「美の魅力発信プラン」中間見直し、「滋賀県立美術館魅力向上ビジョン」策定
令和7年（2025年）	4月「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」開催

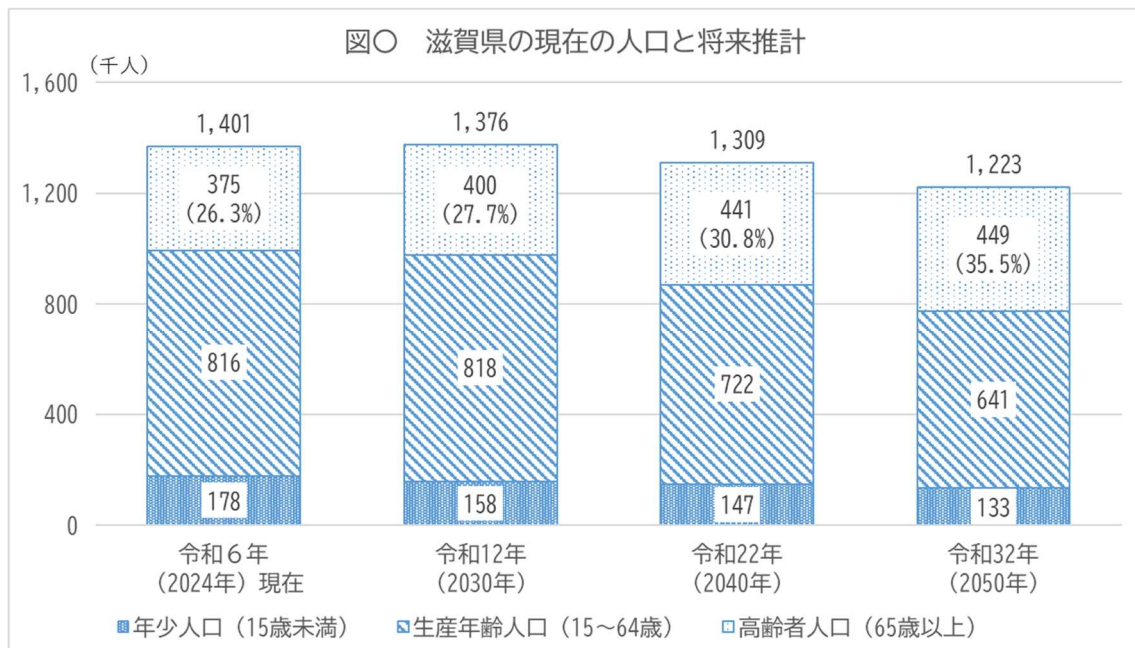
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

2 社会情勢の変化等

(1) 社会情勢の変化

ア 人口減少と高齢化の進展

- 滋賀県推計人口によると、令和6年（2024年）10月1日現在の本県の総人口は、約140.1万人となりました。
- また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年（2050年）の本県の総人口は、約122.3万人になると見込まれており、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15～64歳）は、減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳上）は増加傾向にあり、高齢化率は35.5%になると見込まれています。
- こうした人口減少や少子高齢化は、多岐に渡る分野に影響をもたらすことが想定され、文化芸術の分野においては、地域の伝統文化の継承など文化芸術の担い手不足や地域コミュニティの衰退をもたらすとともに、文化芸術公演等の鑑賞者の減少にもつながり、文化芸術の持続化が大きな課題となっています。



出展：滋賀県推計人口（令和6年（2024年）10月1日現在）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来統計人口（令和2年度推計）」

イ 情報社会の進展と文化芸術の新たな楽しみ方の拡大

- スマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を通じて、時間や場所を問わず、容易に情報が得られるようになるとともに、コミュニケーションの方法も多様化しています。
- また、公演のライブ配信や録画配信など、オンラインを活用した文化芸術活動が活発になりました。

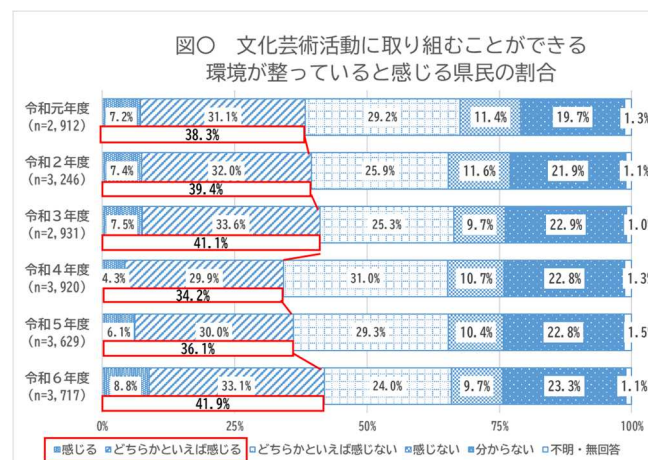
- 無料の動画配信サービスや定額で音楽・映画などが楽しめる動画配信サービス等が出現したことから、より気軽に文化芸術に親しむことができるようになりました。

ウ ウェルビーイング (Well-being) への注目の高まり

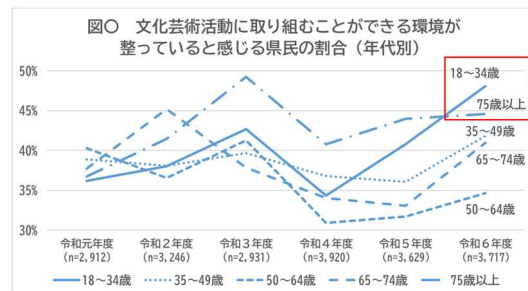
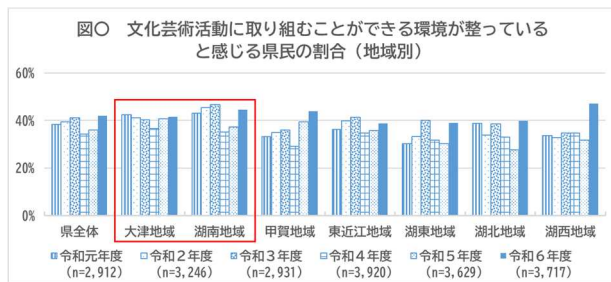
- 世界保健機関 (WHO) 憲章において、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態であること」とされており、国でも「文化芸術推進基本計画 (第2期)」や「第4期教育振興基本計画」において、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること (ウェルビーイング)」の実現を目指すなど、注目が高まっています。
- この潮流の中で、国内外の美術館等において、文化芸術を取り入れてウェルビーイングの向上を目指す取組が広まりを見せています。
- さらに、ウェルビーイングという価値観が普及するとともに、感動や心の安らぎ、生きる喜びといった文化芸術が持つ本質的な価値が改めて認識されています。

エ 文化芸術活動に取り組む環境の変化

- 「第57回滋賀県政世論調査」によると、令和6年度において「文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っている」とする県民の割合は41.9%であり、前年度の36.1%と比較すると、改善しています。
- 一方、地域別にみると、「大津地域」・「湖南地域」・「甲賀地域」・「湖西地域」において、また年齢別でみると、「18～34歳」「75歳以上」において、「文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っている」とする割合が多く、居住する地域や年代において、差がみられることが課題です。
- また、学校の文化部活動は、これまで生徒の文化芸術に親しむ機会を確保するほか、活動を通じ自主性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担ってきましたが、少子化の進展等により、学校や地域によっては、これまでの運営体制では文化部活動の維持が難しくなりつつあります。



出展：滋賀県「第53回滋賀県政世論調査」、「第54回滋賀県政世論調査」、
「第55回滋賀県政世論調査」、「第56回滋賀県政世論調査」、「第57回滋賀県政世論調査」



出展：滋賀県「第53回滋賀県政世論調査」、「第54回滋賀県政世論調査」、
「第55回滋賀県政世論調査」、「第56回滋賀県政世論調査」、「第57回滋賀県政世論調査」

（２）国の動向

○ 「文化財保護法」の改正（令和３年４月）

令和３年４月に改正された文化財保護法（昭和25年法律第214号）では、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財および無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度および文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定められました。

○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和３年５月）

令和３年５月に改正された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）では、事業者においても、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが義務化されました。

○ 「博物館法」の改正（令和４年４月）

令和４年４月に改正された博物館（昭和26年法律第285号）では、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることから、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、同法の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等が見直されました。

○ 文化庁の京都移転（令和５年３月）

文化庁は、平成 28 年（2016年）の「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、令和５年３月から京都での業務を開始しました。

この移転により、東京一極集中の是正だけでなく、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存活用などを始めとする新たな文化行政の推進が期待されています。

○ 「文化芸術推進基本計画（第２期）」の策定（令和５年３月）

文化芸術推進基本計画（第２期）では、第１期計画の中で掲げられている「目標」を基本的に踏襲しつつ、心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく７つの重点取組が推進されています。

(3) 県の動向

ア 県立美術館の再開館（令和3年6月）

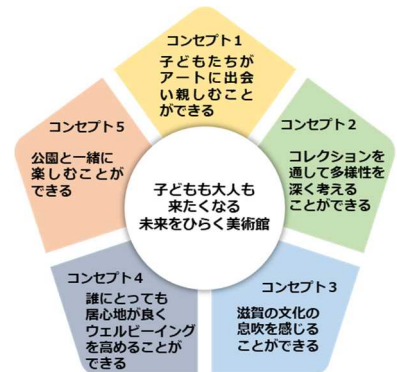
- 県立美術館は昭和59年（1984年）8月に「滋賀県立近代美術館」として開館し、平成29年度から老朽化対策工事のため休館していましたが、「公園の中のリビングルーム」をコンセプトに掲げて、より多くの方にとって親しんでもらいやすい美術館として、令和3年（2021年）6月に「滋賀県立美術館」に名称を変更して再開館しました。
- 再開館後は、小さな子どものいる家族や視覚に障害のある方などと一緒に作り上げた企画展の開催や、年齢やニーズに応じたきめ細やかな体験プログラムの提供に取り組んでいます。

イ 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）」の策定（令和6年3月）

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、本県における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として令和6年（2024年）3月に策定しました。
- 「誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀」を基本目標とし、「親しむ」「つながる」「支える」の3つの方向性を定め、障害者の文化芸術による共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

ウ 「美の魅力発信プラン」の中間見直しと「美術館魅力向上ビジョン」策定（令和6年3月）

- 滋賀の美の魅力を発信するための新たな展開に向けて、県立美術館の事業運営の方針等も含めた、滋賀の美の魅力発信に関する全体計画として令和3年（2021年）3月に「美の魅力発信プラン」を策定しました。その目標年度である令和7年度（2025年度）に向けて、美の魅力発信の核となる県立美術館の今後のあり方の検討を軸に、令和6年（2024年）3月に中間見直しを行い、「滋賀県立美術館魅力向上ビジョン」としてまとめました。



- ビジョンでは、これからの県立美術館が目指す姿として、「子どもも大人も来なくなる 未来をひらく美術館」を掲げ、子どもから大人まで、そして、これまで美術館にまったく興味がなかった人や何らかの理由で美術館に来ることが難しい人ともつながりを持ち、一人ひとりの未来に寄り添う存在となることを目指しています。
- また、美術館が収蔵するアール・ブリュットなどの幅広い分野のコレクションを通じて、訪れた人に多様なもののみかたや捉え方について深く考えていただくことができる環境の充実など、ソフト・ハードの取組を進めるため、令和6年度から整備基本計画の検討に着手しています。

エ 県立安土城考古博物館のリニューアル（令和7年3月）

- 「幻の安土城」復元プロジェクトの一環として、安土城考古博物館については、令和2年度に展示基本計画を策定し、安土城・信長・戦国の魅力発信拠点とすることとしています。
- 令和6年度には、第一展示室に安土城の天主と同じ八角形のシアターを設置し、高精細フルCGの映像を5面スクリーンで上映するための第1期展示リニューアルを実施し、令和7年3月18日にリニューアルオープンしました。

オ 新しい琵琶湖文化館の開館に向けた取組

- 国宝および重要文化財を含む文化館の貴重な収蔵品やこれまで文化館が果たしてきた役割を未来に引き継ぐため、令和3年（2021年）3月に策定した「（仮称）新・琵琶湖文化館基本計画」に基づき、新しい琵琶湖文化館の開館に向けた取組を進めています。
- 「（仮称）新・琵琶湖文化館基本計画」では「近江の文化財で“つなぐ” “ひらく” 未来の滋賀」を基本理念に、令和9年（2027年）12月に県内外から多くの人に親しまれ、来館される施設として開館することを目指しています。

カ 文化やスポーツの祭典の開催とレガシーの創出

- 令和7年（2025年）に、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本県で開催されるとともに、「2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）」が開催される予定です。
- また、令和8年（2026年）には、「全国高等学校総合体育大会」、令和9年（2027年）には、「ワールドマスタースゲームズ2027関西大会」が開催される予定です。
- これらの機会を契機として、各地で滋賀の文化芸術の魅力を発信するとともに、持続的な活動に取り組んでいきます。

3 基本方針（第3次）の取組状況、成果および課題

滋賀県文化振興基本方針（現行）では、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間を取組期間とし、3つの基本的な方向（柱）を定めて取組を進めてきました。

令和6年度までの4年間における、施策の柱ごとの主な取組状況、成果と課題は以下のとおりです。

施策の柱1「場をつくる」

◆重点施策① 誰もが文化芸術に親しめる場の提供

◆重点施策② 多様な主体がつながる文化芸術活動の促進

(1)主な取組状況

○ 県立美術館において、優れた美術作品の鑑賞機会を提供するため、多種多様な展覧会を積極的に開催しました。また、びわこ文化公園をフィールドに子ども向けのイベント・ワークショップを開催し、文化芸術を通じた交流や発信の機会を創出しました。【重点施策①】

○ 県立美術館が有する作品の情報（デジタル・アーカイブ）を公開するとともに、ホームページ上にオンライン美術館を開設し、自宅でワークショップを楽しめる動画や展覧会の紹介動画などのコンテンツを配信しました。【重点施策①】

○ 一流の音楽を低価格で楽しめる「びわ湖の春 音楽祭」を開催し、多くの方々に気軽に文化芸術に親しんでいただきました。【重点施策①】

○ 県内市町が、「地方文化芸術推進基本計画」を策定できるよう、支援・連携しました。【重点施策①】

○ 企業からの寄付による県立美術館常設展示の無料観覧を実施しました。【重点施策①】

○ 県立文化施設において、家族ふれあいサンデー、体験学習の日等における親子や家族連れ等の観覧料の優遇および障害者に対する観覧料の減免を行いました。【重点施策①】

○ 医療・福祉施設における「ホスピタルコンサート」や、芸術家が小中学校を訪問する「学校巡回公演」、「ふれあい音楽教室」を実施し、劇場を訪れにくい方々が舞台芸術を鑑賞する機会を確保しました。【重点施策①】

○ 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画に基づき、「文化芸術×共生社会」プロジェクトを実施し、手話通訳、字幕など情報保障のモデル事例を蓄積させるとともに、情報保障の内容を事前に明示するアクセシビリティ・アイコンを作成しました。【重点施策①】

○ 県内の小学生等が参加する「びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！（ホールの子事業）」の実施により、舞台芸術を鑑賞する機会を創出し、多くの子どもたちに芸術に触れる感動や楽しさを伝えました。【重点施策①】

○ 子どもを対象とした文化芸術体験プログラム、若手芸術家や文化ボランティアの育成、教員研修等を実施する「滋賀次世代文化芸術センター」の取組を支援しました。【重点施策①】



びわ湖の春音楽祭の様子



ホスピタルコンサートの様子



学校巡回公演の様子

- アートコーディネーターを中心に、文化芸術活動者向けの相談窓口を設置したほか、研修会や交流会を開催することで、県内文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を支援しました。



「アートの窓口しが」の
ロゴマーク



研修会の様子

【重点施策②】

- 県内の文化施設等と連携し、障害の有無や国籍の違いに関係なく、誰もが参加し楽しめる文化芸術プログラムを実施するとともに、情報保障の取組を公開することで、県内文化施設のノウハウの取得を図りました。【重点施策②】

- 県内の文化団体や市町等と協働し、滋賀県芸術文化祭を開催し、県民の意欲的な創作活動の発表の場および文化芸術に親しむ機会を広く提供しました。【重点施策②】

- 「滋賀県次世代育成ユースシアター事業」を実施し、青少年がミュージカルの自主公演を通じて創造力等を育む機会を提供しました。【重点施策②】



「滋賀県次世代育成ユース
シアター事業」の様子

- 文化、経済、行政など多様な主体の協働により、県内の文化活動を活性化し、県の文化と経済の発展に寄与することを目的とする「文化・経済フォーラム滋賀」の取組を支援しました。【重点施策②】



「文化で滋賀を元気に！プロジェクト」の
シンボルマーク

(2)評価指標

評価項目	令和元年度 (策定時)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標)
1年間に文化芸術を鑑賞したことのあ る県民の割合(※○)	(73.7%)	84.4%	93.4%	93.4%	94.8%	85.0%
文化芸術活動に取り組むことができる 環境が整っているとする県民の割合	38.4%	41.1%	34.2%	36.0%	41.9%	50.0%
学校と連携した文化芸術プログラムの 参加児童数	22,699人	16,623人	21,154人	21,470人		26,000人
民間団体や市町等と連携した文化芸術 事業実施数	369件	298件	364件	385件		420件

※○「鑑賞」とは、主体的な意思で文化芸術を鑑賞するものとし、文化施設等での「直接鑑賞」やインターネット等での「電子機器による鑑賞」とします。なお、策定時の実績(73.7%)は「直接鑑賞」のみの値のため、参考値(括弧書き)としています。

(3)成果と課題

成果

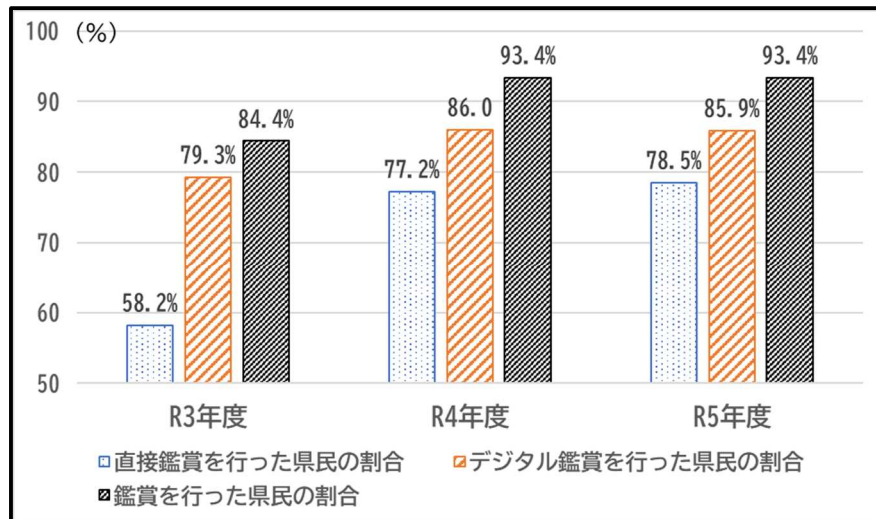
- 県立文化施設における観覧料の優遇やアウトリーチ※¹事業の実施、デジタル技術の活用により、文化芸術への関心が低い人や文化施設への来場が難しい人などに文化芸術鑑賞の機会を提供することができました。【重点施策①】
- 子ども・若者が多様な文化芸術に触れることのできる機会を提供することで、豊かな感性や想像力を育むことができました。【重点施策①】
- 文化芸術活動者に対して、発表の機会を提供するとともに、活動者同士の交流の場を提供することで、文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を促進しました。【重点施策②】
- 文化施設、文化団体、民間団体等と連携した文化芸術活動の推進により、障害の有無や国籍の違いに関係なく、様々な方が一緒に文化芸術を楽しむことができ、多様な主体がつながる場を充実させることができました。【重点施策②】

課題

- インクルーシブ※²な社会の実現に向けて、性別、年齢、障害の有無、国籍、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが気軽に自分らしく文化芸術に触れられる場が引き続き求められています。【重点施策①】
- 文化芸術の鑑賞や体験は、豊かな「創造力・想像力」の育成に大きな効果があることから、子ども・若者が文化芸術に触れられる機会を確保する必要があります。【重点施策①】
- デジタル鑑賞を行う方が増加傾向にあることから、オンラインやAR、デジタルアーカイブなどデジタル技術を活用した文化芸術活動を充実させる必要があります。【重点施策①】

- 自立的・持続的な文化芸術活動に向けて、文化芸術を通じた多様な主体間のつながりが一過性のものとならないよう、継続的な交流・連携を推進していく必要があります。【重点施策②】

【参考】令和6年度県政モニターアンケート調査結果



※1 アウトリーチ

手を伸ばすという意味のことばであり、文化芸術に触れる機会の少ない方に対して、文化ホールや美術館等が地域、学校、病院等へ出向き、コンサートなどの普及活動を行うことです。

※2 インクルーシブ (inclusive)

すべてを含んだ、包括したという意味のことばであり、エクスクルーシブ (exclusive) 「他人を入れない、排他的な」の対義語です。関連する表現として、ソーシャルインクルージョン (社会的包摂) やインクルーシブ教育があります。

【参考】ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。2000年12月厚生省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討報告書」において、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることが提言された。

【参考】インクルーシブ教育 (システム)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。【参照：滋賀のめざす特別支援教育ビジョン (基本ビジョン)】

【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

- ・ 不登校の子どもや生きづらさを抱える子どもたちへのアウトリーチも必要。
- ・ 県内一円で、どこにいても、どんな環境の子どもにも、機会を提供できる仕組みが重要。
- ・ ギャラリーなどの発表の場が少ない。
- ・ 町のいたるところに文化芸術が存在するのが理想。

施策の柱2「人を育む」

◆重点施策③ 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保

◆重点施策④ 文化芸術の創り手や継承者の育成・支援

(1)主な取組状況

○ アートコーディネーターを中心に、文化芸術活動者向けの相談窓口を設置したほか、研修会や交流会を開催することで、県内文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を支援しました。【重点施策③】《再掲》

○ 文化活動の企画・運営をマネジメントする「アートマネジメント研修」を実施し、文化芸術と地域社会を結びつけることができる人材育成を図りました。【重点施策③】

○ 子どもを対象とした文化芸術体験プログラムの講師（美ココロ・パートナー）を務める若手芸術家の育成を支援しました。【重点施策③】



美ココロ・パートナー育成の様子

○ 交流会やレクリエーション活動を通じて、びわ湖ホールや県立美術館、琵琶湖博物館等の文化施設を支える人材の育成・確保に努めました。

【重点施策③】

○ びわ湖ホール声楽アンサンブルの運営や邦楽専門実演家養成事業による中堅若手実演家の養成、陶芸の森でのアーティスト・イン・レジデンス※³の実施により、芸術家の育成や技術の養成を行いました。



邦楽専門実演家養成事業の様子

【重点施策④】

○ 滋賀県文化賞等の表彰により、県民の文化の向上発展に対して顕著な功績のある方や将来が期待される方の功績をたたえました。【重点施策④】

○ 「文化財の子はぐくみ事業」や県内高等学校での出前講座の実施により、子どもたちが文化財やその保存継承技術を持つ職人の技に触れる機会を創出し、文化財への意識醸成と文化財を支える裾野の拡大につなげました。【重点施策④】



文化財の子はぐくみ事業の様子

○ 文化財の保存や次世代への継承に取り組む地域の人や職人の活動等を紹介する動画を発信し、県民等の理解促進を図りました。【重点施策④】

○ 地場産業および地場製品の振興や伝統的な技術・技能の継承のために、地場産業組合等が行う新商品開発、販路開拓および後継者育成に係る取組や、学校が地場産業や伝統的工芸品製造者と連携して行う体験学習等を支援しました。【重点施策④】

※3 アーティスト・イン・レジデンス

芸術家に創作の場や住居等を一定の期間提供し、その土地に滞在しながら創作活動を行ってもらう事業のこと。滞在する芸術家同士や地域住民等との交流を通して、創作活動の活性化を図る。

(2)評価指標

評価項目	令和元年度 (策定時)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標)
1年間に文化芸術の創作活動に携わったことのある県民の割合※○	(63.5%)	26.6%	34.2%	41.4%	45.0%	77.0%
研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合	—	90.7%	88.4%	90.1%		80.0%
県立文化施設の文化ボランティア数	635人	612人	613人	563人		750人

※「創作活動に携わった」には、「自ら創作活動を行った」ことに加えて、「創作活動を支える活動(文化ボランティアなど)を行った」ことも含まれます。なお、策定時の実績(63.5%)は、「自ら創作活動を行った」のみの値のため、参考値(括弧書き)としています。

(3)成果と課題

成果

- 文化芸術活動に係る相談対応や文化芸術体験プログラムの講師の育成といった実践的な取組を通じて、文化芸術を県民や社会へ届ける人材を育成するとともに、県内文化施設を支える人材の確保やネットワークの構築に努めました。【重点施策③】
- 芸術家に対する表彰や技術の養成、文化財や伝統文化、地場産業の魅力発信等により、文化芸術の創り手や継承者の育成・支援に努めました。【重点施策④】

課題

- 文化芸術の創作活動に携わった県民の割合が少ないことから、県民が文化芸術をより身近に感じ、より多くの県民が文化芸術に触れられるよう、引き続き文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保に努めるとともに、それらの人材が幅広く活躍できる社会を形成する必要があります。【重点施策③】
- 文化芸術の持続的な発展のため、文化芸術の創り手や継承者の裾野を広げるとともに、文化芸術活動を支援するしくみと県民等の文化芸術に対する意識醸成に向けた取組が必要です。【重点施策④】

【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

- ・ 指導者や活動者の高齢化が進んでいる。
- ・ 部活動指導の指導者の不足を解消することが必要。
- ・ 文化芸術の視点からプロジェクトを考える人がいることが大事。
- ・ 補助金制度や文化芸術に対する寄附を受け入れる仕組みが必要。
- ・ 地域の人々や企業がアートに距離を感じていることが多い。
- ・ 文化芸術の必要性を理解されていることが大事。

施策の柱3「地域や社会に活かす」

- ◆重点施策⑤ 地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用
- ◆重点施策⑥ 文化芸術と他分野との有機的な連携の促進

(1)主な取組状況

- 文化財の調査、保存、継承を着実に実施するため、史跡地の保全管理や指定文化財の所有者等が実施する維持管理・保存修理事業への助成等を行いました。【重点施策⑤】
- 「滋賀県文化財保存活用大綱」の方針に基づき、文化財の調査、指定、保存修理、埋蔵文化財の保存や情報発信を行いました。【重点施策⑤】
- 世界遺産登録を目指す彦根城について、令和6年10月に事前評価の結果がユネスコから国に通知され、世界遺産の評価基準を満たす可能性はあることを示唆すると評価されました。【重点施策⑤】
- 「幻の安土城」復元プロジェクトでは、安土城跡調査整備事業を継続して実施するとともに、デジタルアプリの制作に取り組むことで魅力発信を図りました。【重点施策⑤】
- 令和4年7月に琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業「琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されるとともに、令和5年3月にその構成要素である「食文化」として、「近江のなれずし製造技術」が国の登録無形民俗文化財に登録されたことから、認知度向上に向けて取り組みました。【重点施策⑤】
- 2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）において、本県が持つ多様な美の資源の魅力を発信することで、国際交流の促進を図ります。【重点施策⑥】
- 地場産業や伝統的工芸品の体験型魅力発信拠点の整備、県内での映画、ドラマ、テレビ番組などの撮影等の誘致・支援により、文化芸術と観光・産業分野の連携を進めました。【重点施策⑥】
- 令和3年11月に県立美術館が文化観光推進法に基づく、地域における文化観光を推進する拠点となる施設として認定され、地域に根差した文化やアートを楽しみながら県内を巡る文化ツーリズムの起点となることを目指して、同館の魅力向上に取り組んでいます。【重点施策⑥】
- 子どもを対象とした文化芸術体験プログラムや病院等におけるアウトリーチ事業の実施、障害のある人による公募作品展（ぴかつ to アート展）の開催等により、文化芸術と福祉・教育分野の連携を進めました。【重点施策⑥】



「琵琶湖システム」ロゴマーク



県内での撮影の様子



ぴかつ to アート展作品集

(2)評価指標

評価項目	令和元年度 (策定時)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (目標)
県内の指定文化財等の数(※○)	3,465件	3,522件	3,533件	3,570件		3,585件
文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813人	3,337人	3,611人	3,774人		3,160人
地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合	—	70.7%	81.1%	74.6%	80.3%	85.0%
地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合	—	60.9%	66.7%	68.4%	74.7%	50.0%

※○「指定文化財等」には、指定文化財、選定文化財、選択文化財、登録文化財が含まれます。

(3)成果と課題

成果

- 文化財を未来に継承するための取組を推進するとともに、認定・登録制度を積極的に活用することで、本県の文化的資産に対する認知度向上や理解促進につながりました。【重点施策⑤】
- 観光・産業・福祉・教育等の他分野と文化芸術を連携させた取組を実施することで、文化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かしました。【重点施策⑥】

課題

- 地域で受け継がれてきた文化財や食文化をはじめとした生活文化等の継承に引き続き取り組むとともに、それらの価値の適切な継承に配慮しつつ、保存と活用による地域活性化の好循環を生み出すことが求められています。【重点施策⑤】
- 文化芸術が持つ多様な価値を活かした地域づくりや経済の活性化をさらに推進するため、引き続き文化芸術を他分野と連携させた取組を実施する必要があります。【重点施策⑥】

【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

- ・ 社交の場としての機能など、文化芸術への支援が経営活動につながることが明確だと、企業も協賛に乗り出しやすい。
- ・ アートがもつ「人を集める力」を活かして、過疎化が進む地域を活性化させたい。
- ・ 文化を大切にする心が育まれ、文化でコミュニティが生まれることが共有認識されていることが重要。

1	
2	第3章 基本目標と施策の柱（施策の方向性）
3	
4	以下、検討中
